



島根県報

平成17年 2 月 1 日 (火)

第 1 646 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(")	2
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	(障害者福祉課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	(")	3
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	(")	3
農地保有合理化事業規程の承認	(農業経営課)	4
保安林予定森林	(森林整備課)	4
平成17年度保安林内立木伐採面積の許容限度	(")	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用開始	(")	7
建築基準法の規定に基づく道路の指定	(建築住宅課)	7
教委規則		
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	8

告 示

島根県告示第129号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 9 条の 5 第 1 項及び第260条第 1 項の規定により、海士町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第 9 条の 5 第 2 項及び第260条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

新 た に 土 地 が 生 じ た 場 所	面 積	編入先の字
隠岐郡海士町大字福井450番 6 の地先公有水面及び同町大字福井429番 2 から同大字福井429番14に接する県道の地先公有水面	1,035.23平方メートル	大字福井

(ただし、上記地番は、平成16年12月17日現在のものである。)

島根県告示第130号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとお

り指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 者・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
益田市	益田市常盤町 1 番 1 号	短期入所生活 介護	益田市匹見指定短 期入所生活介護事 業所	益田市匹見町匹見イ 1208番地	平成17年 1月1日

島根県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 者・居宅介護支援事業者		廃止する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
益田市	益田市常盤町 1 番 1 号	短期入所生活 介護	益田市立特別養護 老人ホーム もみ じの里	益田市匹見町匹見イ 1208番地	平成16年 12月31日

島根県告示第132号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 まご ころサービス松江センター	痴呆対応型共 同生活介護	グループホーム まごころ の家・さいか	松江市雑賀町386	平成17年 1月15日

島根県告示第133号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第113条の規定による同法第48条第 1 項第 3 号の指定の辞退があったので、同法第 115条第 2 号の規定に基づき告示する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
松村 孝	指定介護療養型医療施設 松村リハビリテーション病院	八束郡東出雲町大字揖屋町2105番地 24	平成17年 1 月31日

島根県告示第134号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第21条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 羽須美村社会福祉協議会	邑南社協東部事業所	平成16年 10月 1 日
社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	居宅介護	石見町社会福祉協議会石見ホームヘルプステーション	邑南社協西部訪問介護事業所	平成16年 10月 1 日
社会福祉法人 邑智福祉振興会	短期入所	知的障害者授産施設 石見授産所	知的障害者授産施設 愛香園	平成17年 1 月 1 日

島根県告示第135号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 羽須美村社会福祉協議会	邑南社協東部事業所	平成16年 10月 1 日
社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	居宅介護	石見町社会福祉協議会石見ホームヘルプステーション	邑南社協西部訪問介護事業所	平成16年 10月 1 日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	居宅介護	匹見町訪問介護事業所	益田市匹見訪問介護事業所	平成16年 11月 1 日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	短期入所	匹見町特別養護老人ホームもみじの里	益田市立特別養護老人ホームもみじの里	平成16年 11月 1 日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	短期入所	美都町特別養護老人ホーム美寿苑	益田市立特別養護老人ホーム美寿苑	平成16年 11月 1 日

島根県告示第136号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る

事業所の名称の変更の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成17年2月1日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人 羽須美村社会福祉協議会	邑南社協東部事業所	平成16年10月1日
社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	居宅介護	石見町社会福祉協議会石見ホームヘルプステーション	邑南社協西部訪問介護事業所	平成16年10月1日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	居宅介護	匹見町訪問介護事業所	益田市匹見訪問介護事業所	平成16年11月1日
社会福祉法人 邑智福祉振興会	短期入所	知的障害者授産施設 石見授産所	知的障害者授産施設 愛香園	平成17年1月1日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	短期入所	匹見町特別養護老人ホームもみじの里	益田市立特別養護老人ホームもみじの里	平成16年11月1日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	短期入所	美都町特別養護老人ホーム美寿苑	益田市立特別養護老人ホーム美寿苑	平成16年11月1日

島根県告示第137号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定により、金城町の次の事業に係る農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年2月1日

島根県知事 澄田信義

- 1 農地売買等事業
- 2 研修等事業

島根県告示第138号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年2月1日

島根県知事 澄田信義

1 保安林予定森林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大国町字ツバキクレ547、字座頭屋敷570、字御子森572 - 4、583 - 2、584 - 7、字揭示房580 - 2、字横貝587 - 1 から587 - 3 まで、字御子森上工4309、字井戸山4319、4319 - 1、4319 - 2、4321 - 1、4321 - 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第139号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第4項の規定により、平成17年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	839.96
斐伊川	"	1,741.03
神戸川	"	1,848.98
大田地区	"	112.35
邑智地区	"	1,339.89
那賀地区	"	1,201.75
美鹿地区	"	3,438.32
隠岐	"	259.76
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	"	1.02
長浜地区	"	2.84
湖陵町	"	2.40
多伎町	"	0.70
大田市	"	0.60
仁摩町	"	0.32
温泉津町	"	0.02
江津東地区	"	1.98
江津西地区	"	0.88
浜田東地区	"	5.32
益田東地区	"	1.34
益田西地区	"	3.11
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.10
仁摩町	"	0.04
温泉津町	"	0.72
日原町	"	0.36
美保関町	魚つき保安林	7.33
島根町	"	1.00
鹿島町	"	0.04
平田市	"	1.46
大社町	"	9.46

大田市	"	4.50
仁摩町	"	2.62
温泉津町	"	2.78
江津市	"	0.44
浜田市	"	5.62
三隅町	"	2.30
益田市	"	1.60
西郷町	"	1.68
布施村	"	0.70
都万村	"	0.48
海士町	"	3.52
西ノ島町	"	1.92
知夫村	"	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	21.34
斐伊川	"	21.94
神戸川	"	35.02
大田地区	"	3.06
邑智地区	"	101.12
那賀地区	"	79.40
美鹿地区	"	98.70
隠岐	"	20.12
松江・斐伊川・大田	保健保安林	129.46
邑智・那賀・美鹿	"	42.66
隠岐	"	27.24

島根県告示第140号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	斐川出雲大社線	出雲市平野町397番3地先から同地先まで	前	メートル 14.00	メートル 40.50	道路改良工事
			後	12.00～ 14.00	40.50	
"	"	出雲市平野町487番3地先から同町497番1地先まで	前	13.00～ 16.50	24.50	出雲土木建築事務所 道路改良工事

			後	13.00 ~ 19.40	24.50	拡幅
"	"	出雲市江田町66番 3 地 先から同町73番 3 地先 まで	前	14.00 ~ 15.00	146.50	道路改良工事
			後	13.00 ~ 14.00	146.50	減幅

島根県告示第141号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の 名 称	備 考
一般国道	187号	鹿足郡柿木村大字白谷109番 1 地先から 同大字149番地先まで	メートル 340.00	平成17年 2 月 1 日	益田土木建 築事務所津 和野土木事 業所	
県 道	斐川出雲大 社線	出雲市平野町357番 3 地先から同町507番 3 地先まで	479.00	"		
"	"	出雲市平野町527番地先から同市江田町 5 番 3 地先まで	899.00	"	出雲土木建 築事務所	
"	"	出雲市常松町384番 1 地先から同町370番 2 地先まで	47.00	"		
"	邑智大森線	邑智郡美郷町小松地610番 5 地先から同 203番 1 地先まで	115.00	平成17年 2 月 4 日	川本土木建 築事務所	
"	匹見左鐙線	益田市匹見町紙祖イ1502番地 2 地先から 同イ958番地 3 地先まで	20.00	平成17年 2 月 1 日	益田土木建 築事務所	

島根県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は木次土木建築事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成17年 2 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

路 線 名	区 間		道路の 幅 員	道路の 延 長	指定の年月日 及び番号
	起 点	終 点			
主要地方道安 来木次線	雲南市木次町木次49番 1 地 先	雲南市木次町木次 1 番36地 先	メートル 10.6 ~ 11.7	メートル 377.0	平成17年 1 月24日 第 1 号

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 2 月 1 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 3 号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第12条の表出雲教育事務所の項所管区域の欄中「、平田市」を削る。

第19条の 4 中「八雲村」を「松江市」に改める。

第25条の表青少年の家の項中「平田市」を「出雲市」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 3 月22日から施行する。ただし、第19条の 4 の改正規定は、平成17年 3 月31日から施行する。